

財団法人大学コンソーシアム京都との包括協定等に基づく単位互換履修生に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、財団法人大学コンソーシアム京都との単位互換に関する包括協定書並びに単位互換に関する包括協定書についての覚書及び単位互換事業ガイドライン(以下「包括協定等」という。)に基づき、同財団と単位互換に関する包括協定を締結した他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)の学生に本学の授業科目を履修させる場合の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修許可)

第2 包括協定等に基づき、他大学等の学生が本学の開設する授業科目の履修を希望するときは、財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換履修生(以下「履修生」という。)として、当該科目を開設する学部又は高等教育研究開発推進機構(以下「機構」という。)が履修を許可する。

(履修できる授業科目)

第3 履修生が履修することができる授業科目は、当該授業科目の担当教員が履修生の履修を認めるもので、当該授業科目を開設する学部又は機構が定める科目とする。

(履修生の選考)

第4 履修人数及び履修資格の設定並びにそれに伴う履修生の選考は、担当教員が行う。

(成績評価)

第5 履修生が履修した授業科目については、当該授業科目の担当教員が成績の評価を行う。

(費用)

第6 履修生の授業科目の履修に係る授業料は、徴収しない。ただし、演習、実習等のため特別の費用を要する場合は、当該費用を徴収することがある。

(本学学生の履修する授業科目の区分及び選定)

第7 本学学生が包括協定等に基づき履修できる他大学等の授業科目は、全学共通科目として取り扱うものとし、機構において、履修することのできる授業科目、分野等の選定を行うものとする。

(本学学生の履修許可及び単位認定)

第8 第7に定めるもののほか、本学学生が包括協定等に基づく他大学等の授業科目の履修に係る許可及び卒業要件単位としての認定は、京都大学通則(昭和28年達示第3号)第20条第1項及び第4項の規定により、当該学部が定める。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、履修生の取扱いに関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この要項は、平成17年2月15日から施行する。